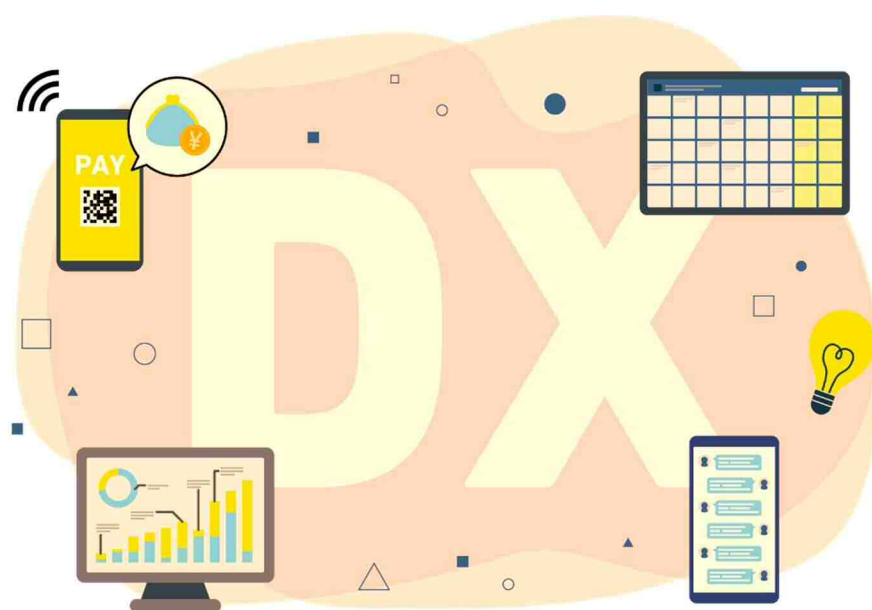


# 芦別市デジタルトランス フォーメーション（DX）推進方針



2022（令和4）年度 - 2025（令和7）年度

2022（令和4）年3月

★**芦別市**

## 内容

第1章 はじめに	3
1. 策定の意義	4
2. 策定の目的	4
3. 策定期間	4
4. 推進体制の構築	5
5. 方針について	6
6. 他計画の整理	6
第2章 策定の背景	7
1. ICT 社会の動向	7
2. ICT に関する国の動向	10
(1) Society ソサエティ 5.0	10
(2) スマートシティ	11
(3) キャッシュレス化	12
(4) マイナンバー	12
(5) 働き方改革	12
(6) IT新戦略～デジタル強靱化社会の実現に向けて～（内閣官房 IT 総合戦略室）	13
3. ICT に関する北海道の動向	14
第3章 芦別市におけるDXの重点事項	15
1. 芦別市の情報化の経緯	15
2. 重点的に取り組む事項	15
(1) 自治体情報システムの標準化・共通化	15
(2) マイナンバーカードの普及促進	16
(3) 行政手続きのオンライン化	17
(4) AI・RPA の利用推進	18
(5) テレワークの推進	18
(6) セキュリティ対策の徹底	19
3. 自治体のDXと併せて取り組む事項	19
(1) 地域社会のデジタル化	19
(2) デジタルデバインド（情報格差）対策	19
付録1 用語の解説	20
付録2 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続	21

## 第1章 はじめに

我が国は、少子化による急速な人口減少と高齢化という未曾有の危機に直面しています。総務省の「自治体戦略 2040 構想研究会」によると、総人口は既に減少局面に入っており、2008（平成 20）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少し始め、人口減少のスピードは加速し、2040(令和 22)年には 1 億 1,092 万人に減少する見込みと報告されています。さらに、2040(令和 22)年にかけて生産年齢人口（15 歳～64 歳）の減少が加速し、若者、女性、高齢者の労働市場への参加が進まない場合には、日本の労働力人口は今後大きく減少することが予想されています。

本市の人口は、炭鉱が全盛期であった 1959（昭和 34）年の 75,309 人をピークとし、その後の石炭産業の衰退に伴い年々減少し続け、2020（令和 2）年国勢調査では 12,555 人となっています。また、近年は少子化による人口の自然減と合わせて、少子化の進行や生産年齢人口の減少による地域経済への影響、超高齢社会の進行に伴う社会保障費の増大などの都市課題が顕著になってきています。

また、新型コロナウイルス感染症対応においても、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなり、デジタル化の遅れに対して迅速に対処する必要があることから、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化によって変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められています。

このような様々な課題に対する解決策を示しつつ、これまでの成果を継承し、希望ある未来への展望を描くことのできる持続可能な魅力あるまちづくりを進めるため、本市では、第 6 次芦別市総合計画を策定し、「みんなで築く 豊かで住みよい 人と文化の輝くまち」を将来像とし、5 つのまちづくりの基本方向を掲げています。

- 「情報共有」と「市民参加と協働」による自主・自立を進めるまちづくり
- 将来を見据えた自治体経営による持続可能なまちづくり
- だれもが心豊かで安全・安心に暮らせるまちづくり
- 広域連携と多様な交流によるつながり合うまちづくり
- 持続可能な開発目標（SDGs）への対応を明確にしたまちづくり

これらのまちづくりの基本方向のうち、特に将来を見据えた自治体経営による持続可能なまちづくりを目指すため、市が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性向上を果たし、業務効率化による人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく必要があることから、「芦別市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進方針」を策定いたします。

## 1. 策定の意義

政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要となります。

自治体は、デジタル活用により次のようなビジョンの実現が求められています。

- 自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させること。
- デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこと。
- データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM 等により自らの行政の効率化・高度化を図ることによる、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出すること。

## 2. 策定の目的

令和2年度に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があります。

このことから、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体 DX 推進計画」として計画を策定し、デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていくこととしています。

このような方針により持続可能な自治体運営に向けて、デジタル技術を活用した施策を戦略的かつ横断的に推進するために必要な事項を定めた「芦別市 DX 推進方針」を策定し着実に推進することとします。

## 3. 策定期間

総務省が策定した自治体 DX 推進計画に準じ、計画期間を 2022（令和 4）年 4 月から 2026（令和 7）年 3 月までの 4 年間を本方針の策定期間とします。

なお、情報通信 技術の進化や国及び北海道の施策や本市の施策の成果などを踏まえ、必要に応じて方針の見直しを随時行っていきます。

		2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	~	2029 R11
国	自治体 DX 推進 計画（総 務省）											
	北海道 ICT 利活 用推進計 画											
北海道	北海道 society5. 0 推進計 画											
芦別市	芦別市第 6 次総合 計画											
	芦別市 DX 推進 方針											

#### 4. 推進体制の構築

自治体DXの取組みは、極めて多くの業務に関係する取組みを短期間で行おうとするものであることから、全庁的・横断的な推進体制とする必要があり、具体的な取組みに先んじて速やかに体制整備に着手することが求められています。

本市においても内部組織である「芦別市DX推進本部会議」を設置のうえ、各種取組の進捗管理を実施し、各種取組の加速・推進を進めていきます。

また、専門的知見からの助言ができる外部人材の活用（外部CIO補佐官制度）、北海道による市町村支援、国の支援策も積極的に活用した内部のデジタル人材育成の推進体制も強化していきます。

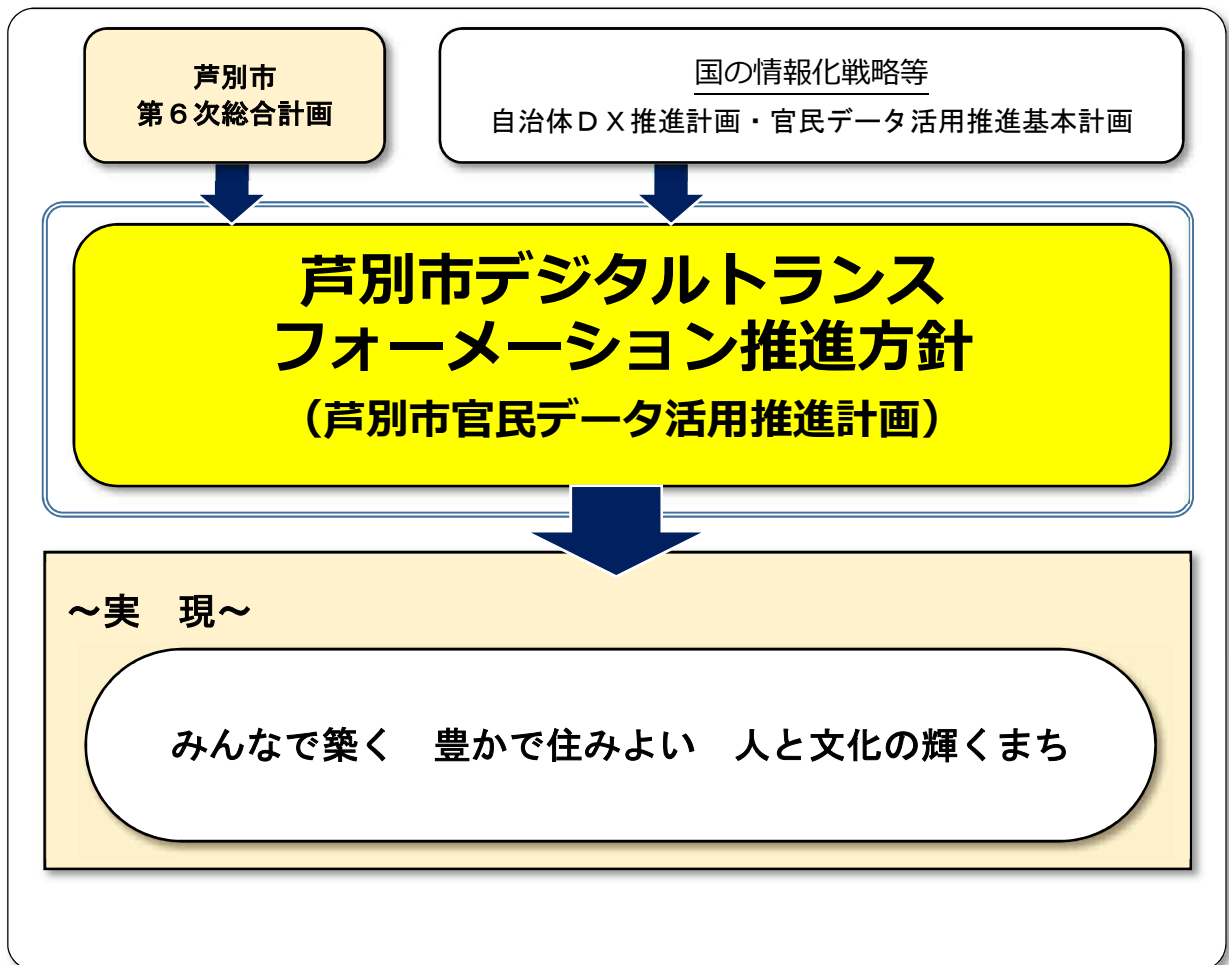
## 5. 方針について

本方針は、2020(令和2)年に策定した「第6次芦別市総合計画」を上位計画とし、ICTを活用した施策を戦略的かつ横断的に推進することで、まちの将来像「みんなで築く 豊かで住みよい 人と文化の輝くまち」を実現するため、本市のICT、及びDX戦略に係る基本方針を示すものです。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の成立を受けて、2017(平成29)年5月30日、同法第8条第1項の規定に基づいて閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に即し、本計画を同法第9条第3項の規定に基づく「市町村官民データ活用推進計画」として位置づけるものとします。

## 6. 他計画の整理

本計画は、総合計画を上位として、市の施策目標の実現を情報化により支援する個別計画とし、また、国の情報化戦略等との整合を図り、ICT戦略推進の拡大を推進します。



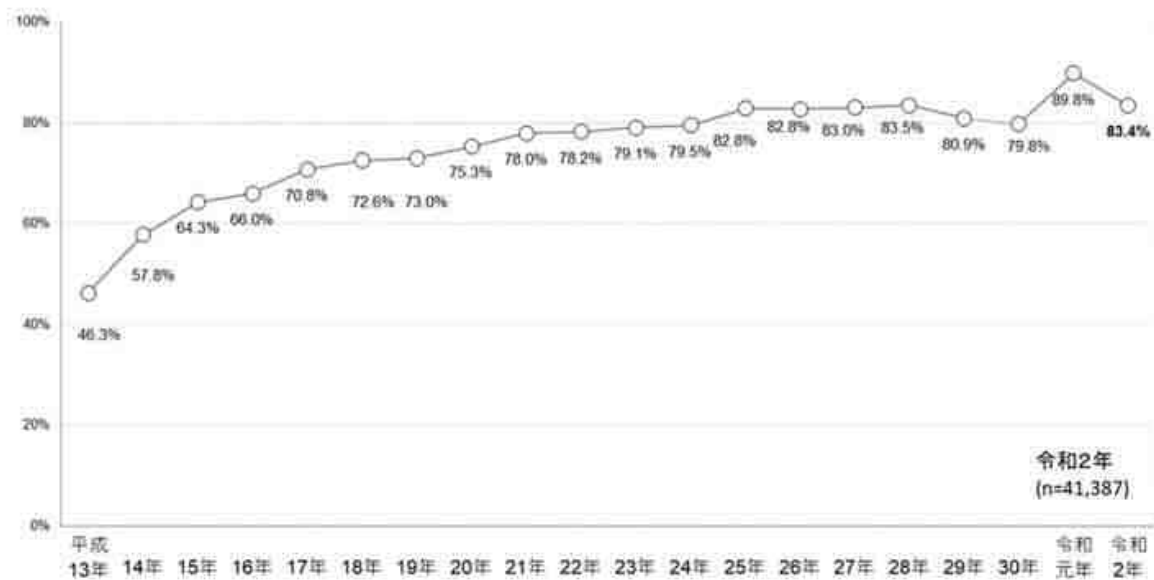
## 第2章 策定の背景

### 1. ICT 社会の動向

総務省では、わが国の世帯、企業を対象とした通信サービスの利用状況や情報通信関連機器の利用状況等を対象とした通信利用動向調査を1990(平成2)年から毎年実施しており、2021(令和3)年6月に国民のインターネットの利用状況等が公表されました。

特に、個人のインターネット利用者の割合83.4%となり、13～59歳の各年齢層で9割を超えるなどインターネット利用率は高い水準を維持しています。

図表1-4 インターネットの利用状況の推移



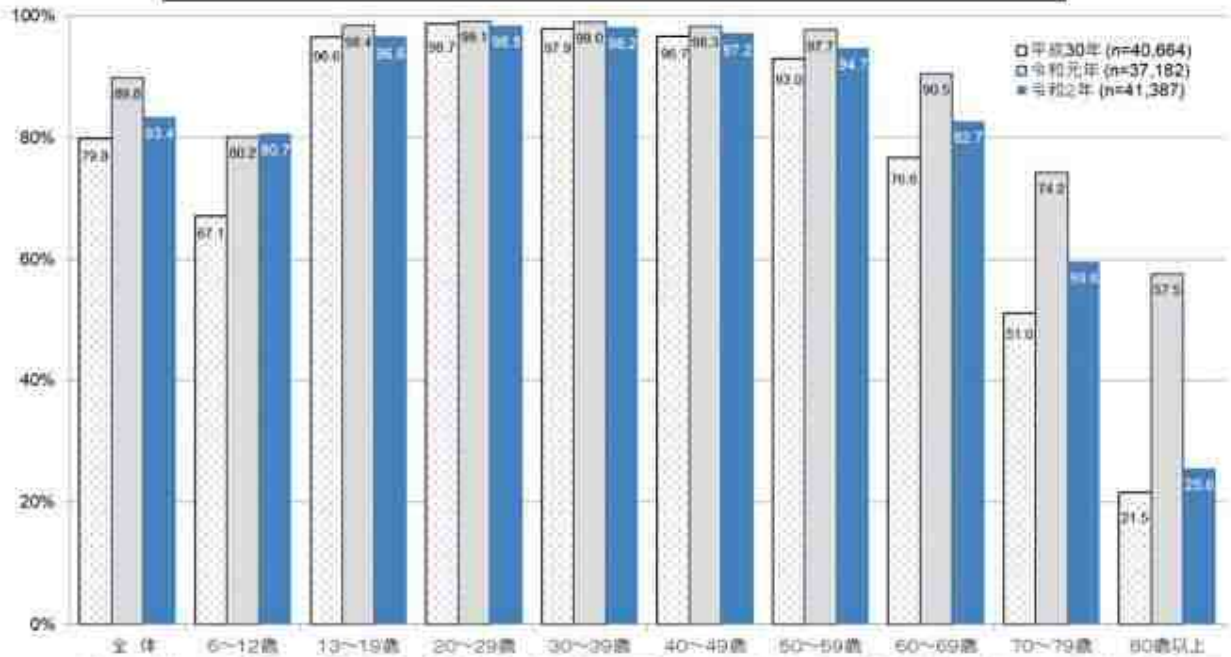
(注) 令和元年調査の調査票の設計が一部前年と異なっていたため、経年比較に際しては注意が必要。

また、個人のインターネット利用機器はスマートフォンがパソコンを上回り、特に20～39歳の各年齢層で9割以上が利用しています。

高齢者層においても、60代の64.4%、70代の35.6%がスマートフォンにインターネット利用をしている実態があることから、高齢者層であっても一定の利用者層があることから今後一層の利用者の拡大が予想されます。

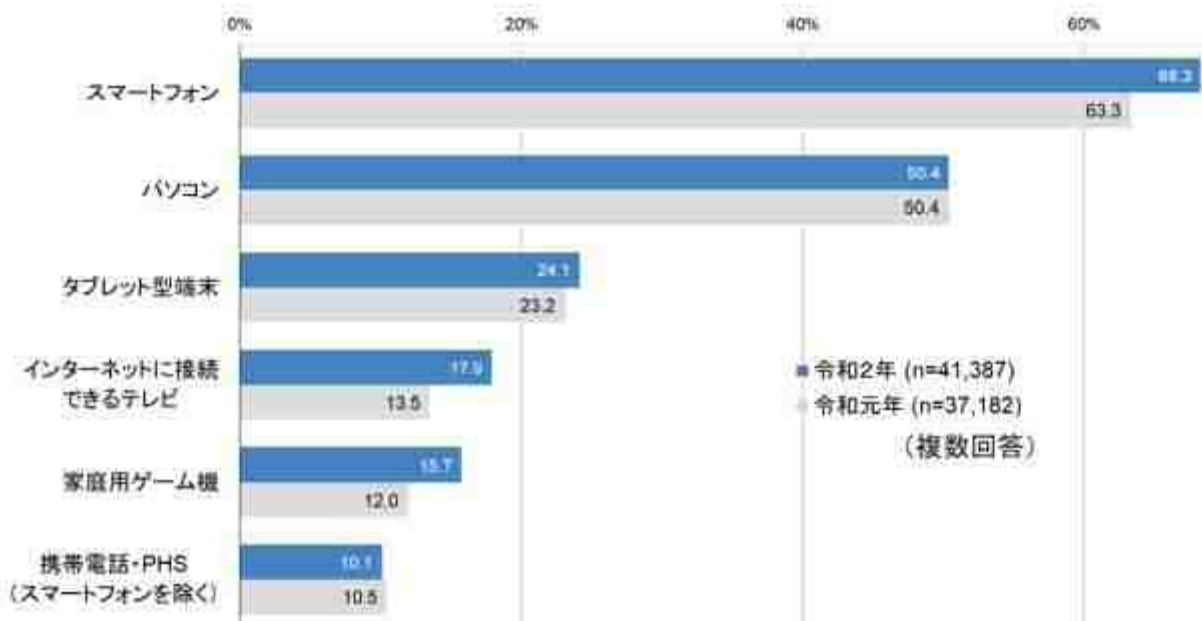
通信利用動向調査（世帯調査）…調査時期2020(令和2)年9月	
対象地域	全国
属性範囲・調査の単位数	20歳以上（令和2年4月1日現在）の世帯主がいる世帯及び園6歳以上の構成員
調査対象数[有効送付数]	40,592世帯[40,096世帯]
有効回収数 [率]	17,345世帯（44,035人） [43.3%]

## インターネット利用状況（個人）



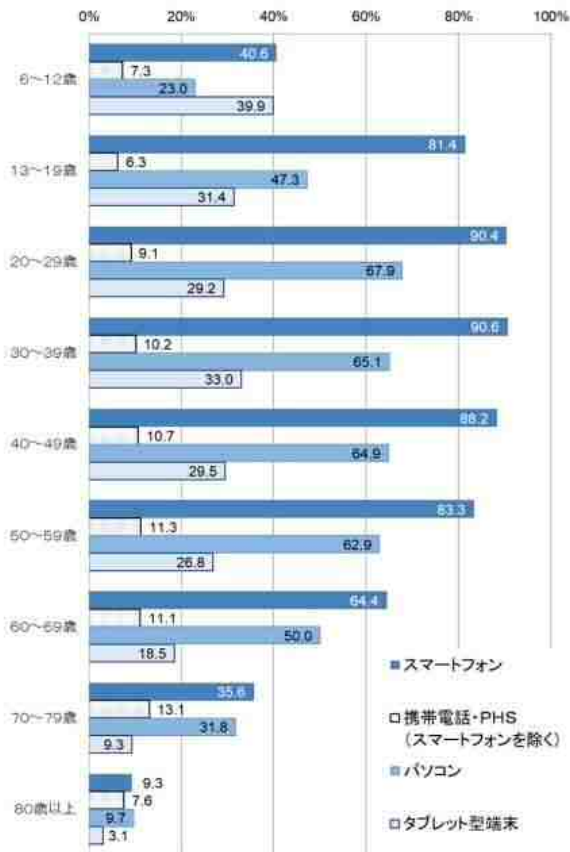
(注) 令和元年調査の調査票の設計が一部例年と異なっていたため、経年比較に際しては注意が必要。

## インターネット利用機器の状況（個人）



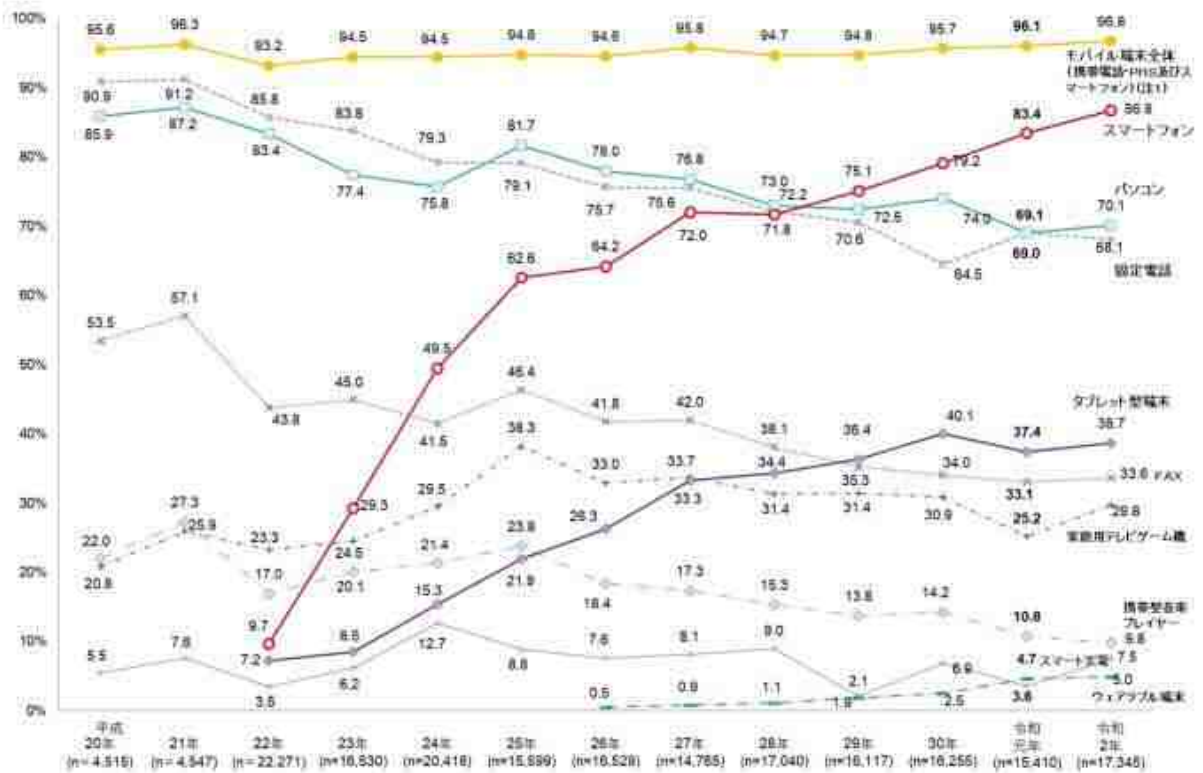


図表 1-9 年齢階層別インターネット端末の利用状況



(注) 主な利用機器のみ記載

図表 1-1 情報通信機器の保有状況の推移



(注) 1. 「モバイル端末全体」には携帯電話・PHSと、平成21年から平成24年までは携帯情報端末(PDA)、平成22年以降はスマートフォンを含む。  
2. 経年比較のため、この図表は無回答を含む形で集計。

## 2. ICT に関する国の動向

2016(平成28)年12月、国が官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）が公布・施行されたことにより、市町村は、国の計画に即し、かつ都道府県が策定する官民データ活用推進計画を勘案して「市町村官民データ活用推進計画」を定めるよう努めることとしています。

このような状況のもと、最終的なゴールとして、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」～データがヒトを豊かにする社会～のモデルを世界に先駆けて構築する観点から、我が国全体のIT戦略の新たなフェーズに向け、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定し、必要な施策を着実に実施していくこととしています。

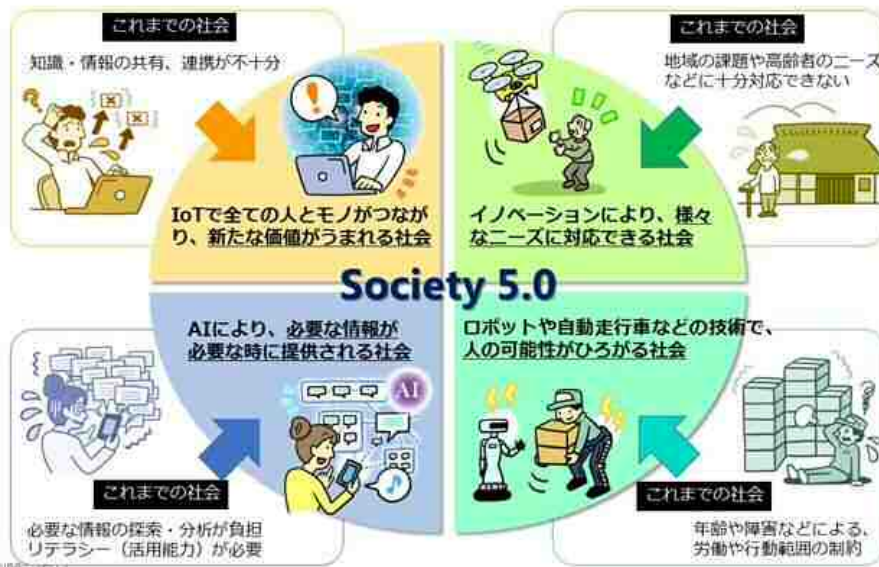
また、国は「Societyソサエティ5.0」や「スマートシティ」等、ICTやデータの活用による成長戦略を強く推進しており、2019（令和元）年12月には、ICTを活用し、行政手続き等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的とした「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」、いわゆる「デジタル手続法」が施行される等、展開を加速させています。

ICTについては、導入により様々なメリットが、生活者側、事業者側の双方に見込まれることから、国からも様々な提唱が出され、導入を促進する施策も実施されています。

### (1) Society ソサエティ 5.0

2016(平成28)年に日本国政府が策定した「第5期科学技術基本計画」の中で提唱された目指すべき未来社会像の事がSociety5.0です。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）と位置付けられていて、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すものとされています。

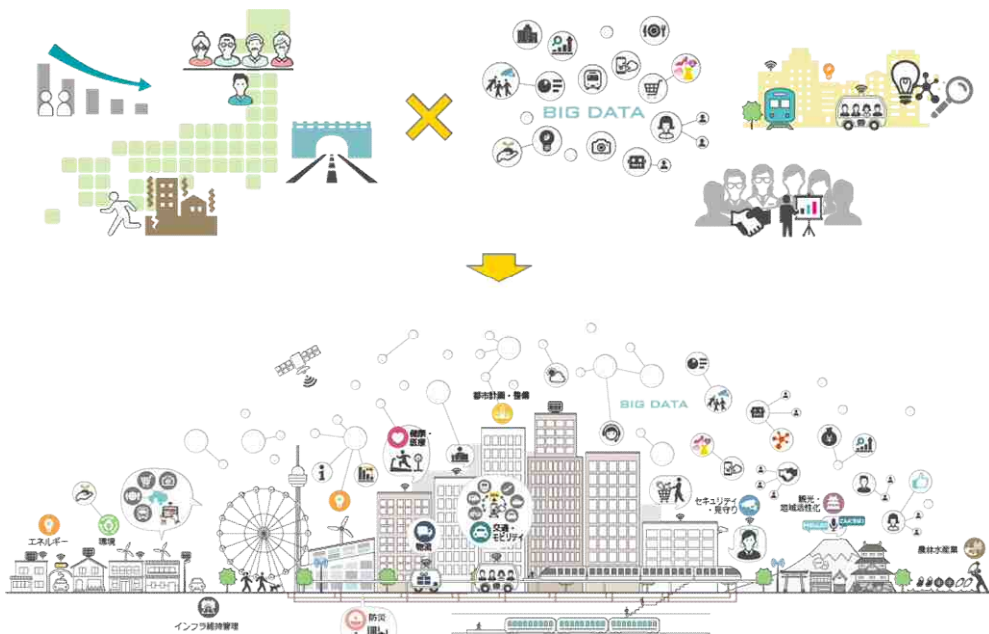
提唱の中では、Society5.0で実現する社会は、IoT(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、AI（人工知能）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会となるとされています。



出典：内閣府HP [https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/)

## (2) スマートシティ

スマートシティは、先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組であり、Society5.0の先行的な実現の場といえます。課題先進国である日本では、急速な高齢化、多発する都市型災害など世界各国の多くの都市がいずれ直面する都市課題に先んじて直面しております。我が国の有する高い技術力・研究開発力を活かし、各種都市問題に対するソリューションを提示するとともに、新たな価値を創造し、世界に向けてスマートシティモデルを分かりやすく提示することが重要とされています。



出典：スマートシティ官民連携プラットフォームHP <https://www.mlit.go.jp/scpf/index.html#home01>

### (3) キャッシュレス化

キャッシュレスについては、必ずしも、広範に共通的に認識されている定義があるわけではありませんが、例えば、経済産業省が取りまとめた「キャッシュレス・ビジョン」では、「物理的な現金（紙幣・硬貨）を使用しなくても活動できる状態」を指すこととされています。現在、多種多様なキャッシュレス手段が登場していて、例を挙げると「クレジットカード」、「電子マネー」、「デビットカード」、スマートフォンを使った「QRコード」などの種類があります。キャッシュレスの推進は、消費者に利便性をもたらし、事業者の生産性向上につながる取組とされていて、消費者には、消費履歴の情報のデータ化により、家計管理が簡易になる、大量に現金を持ち歩かずに買い物ができるなどのメリットがあります。事業者には、レジ締めや現金取り扱いの時間の短縮、キャッシュレス決済に慣れた外国人観光客の需要の取り込み、データ化された購買情報を活用した高度なマーケティングの実現などのメリットがあるとされています。

### (4) マイナンバー

日本に住民票を有するすべての方（外国人の方も含まれます。）が持つ12桁の番号です。社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。例えば、これまでは、社会保険料の減免などの対象かどうかを確認する際には、国の行政機関や地方公共団体などの間で、住民票コード、基礎年金番号、健康保険被保険者番号など、それぞれの番号の個人情報管理されており、氏名、住所などでの個人の特定に時間と労力を費やしていました。こういったことを解消するために導入されたものです。このマイナンバーに紐づくものとしてマイナンバーカードがあり、身分証明に使うことができるほか、住民票などの発行をコンビニエンスストアで行えるなど、所有する側にもメリットがあります。最近では、キャッシュレス還元でマイナンバーと連携するマイナポイントが利用されるなど普及が進んでおり、2021(令和3)年10月31日現在の普及率は34.03%となります。

### (5) 働き方改革

現在の日本の労働者を取り巻く状況は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立など、ニーズの多様化などの状況に直面しています。こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。働き方改革は、この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。この取組にICTの活用も一

翼を担うものとされており、柔軟な働き方の実現の手段として、テレワークや在宅ワークの導入が進められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて提唱されている新しい生活様式でも、テレワークやオンライン会議の実践が求められています。

#### (6) IT新戦略～デジタル強靱化社会の実現に向けて～（内閣官房 IT 総合戦略室）

デジタル強靱化社会の実現に向けた基本的な枠組みが以下のように示されています。

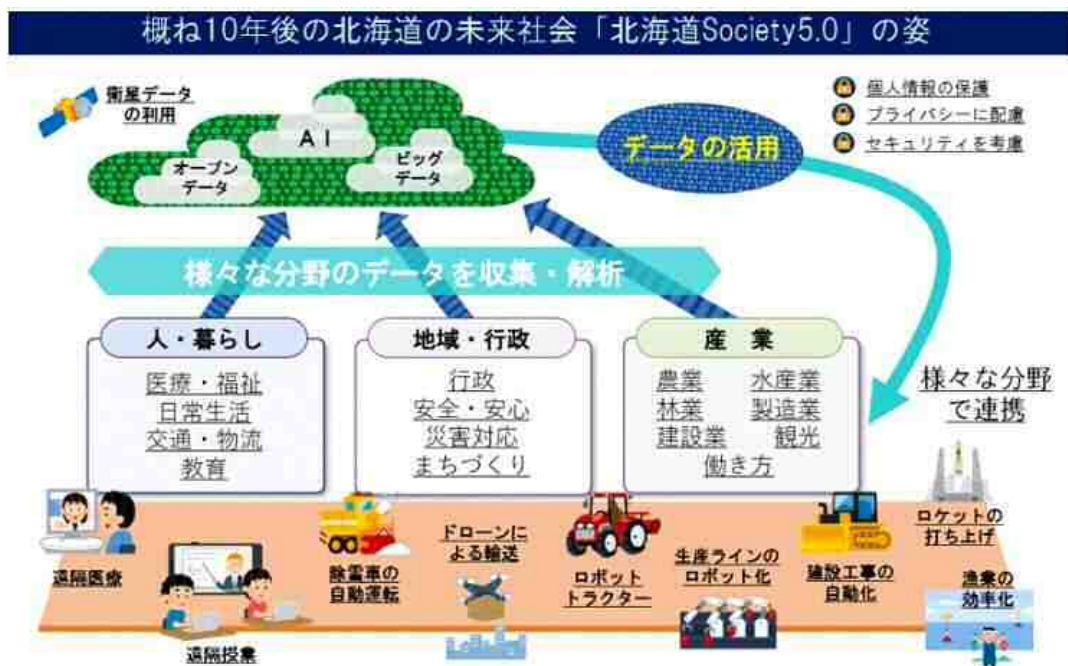
- 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止するための喫緊の方策として、治療薬やワクチンの開発・普及、雇用・家計・事業を守るための取り組みとともに、接触機会の削減等のため、ITやデータを総動員した取り組みが必要
- 戦後最大の危機とも言われる今般の感染拡大は、社会的距離を確保しながら、仕事、学び、くらしを継続可能としなければならないなど、社会の在り方に根源的な変革を迫っている。
- 感染拡大抑制の後には、我が国経済を再起動するため、ピンチをチャンスに変え、デジタル化を社会変革の原動力とするデジタル強靱化を強力に推進する。

これらの考え方を踏まえて、厚生労働省が公表された「新しい生活様式」のように、社会全体の行動変容を中長期的に取り組む必要があります。

### 3. ICT に関する北海道の動向

近年のスマートフォンの急速な普及や I o T、ビッグデータ、A I 実用化の進展など、I C T を取り巻く環境が劇的に進化する中、北海道においては、これらの技術革新に的確に対応し、「北海道総合計画」が掲げる「輝きつづける北海道」を実現するため、2018（平成30）年度に「北海道 I C T 利活用推進計画」を策定しました。この計画は、「官民データ活用推進基本法」に基づく都道府県官民データ活用推進基本計画として位置づけられていました。

その後、『北海道ICT利活用推進計画』を前倒しで見直すこととし、『北海道society5.0』の実現に向け、取り組むべき施策について新たな方針『北海道society5.0推進計画』が2021年度から2025年度の5年間を計画期間として策定されました。



区分	2021	2022	2023	2024	2025	2030	
暮らし	医療・福祉 教育 地域生活	交通・物流 環境・エネルギー	コロナ対応 感染症の流行に備えた対策	未来技術を活用して将来にわたり安全・安心で豊かな生活の実現			「北海道Society 5.0」実現へ
	産業	農林水産業 地場産業 研究開発	観光振興 社会資本整備	経済活動への影響対策	未来技術を活用した産業振興と多様な主体の連携による新たな価値創造		
行政		利用者視点のデジタル化 マイナンバー制度		行政のデジタル化の推進	未来技術の活用とそれを前提とした仕組みづくり		
	データ	オープンデータの推進 データの利活用		接触確認アプリ等を通じた感染まん延の防止	データの共有と活用の仕組みづくり		
基盤		情報通信基盤の整備 セキュリティ対策 デジタル人材の育成・確保		光ファイバ整備を通じた情報通信基盤の確保	未来技術を支える社会的・人的基盤の整備		

## 第3章 芦別市におけるDXの重点事項

### 1. 芦別市の情報化の経緯

本市は、タイプライターやワープロ機による文書作成から、当時の専門部署（電子計算係）によるシステムの自己開発の時代を経て、2002（平成14）年に国の「地域インターネット導入促進基盤整備事業」、及び北海道の「地域政策補助金」を活用し、情報ネットワーク、サーバー、パソコン及びプリンターを導入し、無線方式の庁内LANによる庁内ネットワークの構築とシステムの運用を開始しました。これにより1人1台の事務用パソコンの導入が進み、各部署におけるシステム化の普及と合わせて全庁的なネットワーク業務におけるシステムの基盤として機能するようになりました。その後、2009（平成21）年に機器の更新により、無線LANから有線LANに変更し、以降、定期的に機器の更新を行い、安定した情報ネットワークを構築してきました。

### 2. 重点的に取り組む事項

#### (1) 自治体情報システムの標準化・共通化

国は、地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組むこととしています。（現在は17業務に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加えることを検討されている。）



番号は地域情報プラットフォームの業務ユニット番号に準拠

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室は、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、内閣府及び総務省の協力を得て、関係府省の検討の支援や府省横断的な事項の処理を行うこととしています。

このことから、国が推進する行政情報システムの標準化・共通化の方針を踏襲し、現状の業務手順等を見直したうえで、順次標準化対応のうえ、ガバメントクラウドへの移行を行っていきます。

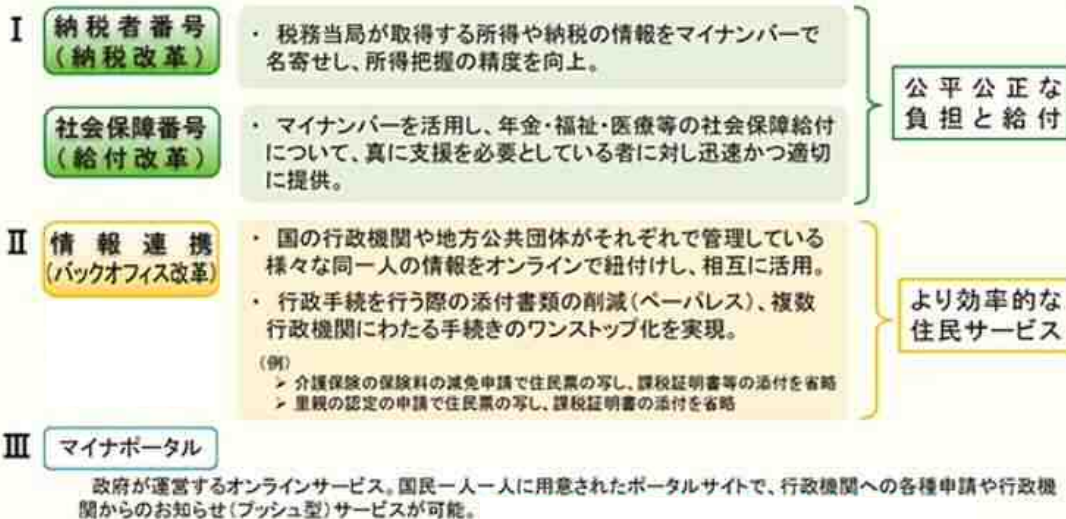
## (2) マイナンバーカードの普及促進

### ア マイナンバーカードの意義

マイナンバー制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤となるとともに、安心・安全なデジタル社会のインフラとして国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものです。これにより、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実、負担・分担の公平性がより一層確保されることや、行政の効率化が図られ、限られた行政資源を住民サービスの充実のために、より重点的に配分することが可能となります。

また、マイナンバーの確認と本人確認を1枚で行えるマイナンバーカードは、官民・分野を問わず、オンラインでも確実な本人確認手段として住民が幅広く利用可能であることから、あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるSociety 5.0時代における必須ツールとなります。

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。



※ I～IIIを支える共通のツールが「マイナンバーカード」



## イ マイナンバーを活用した情報連携の円滑な運用

マイナンバー制度の重要な根幹が、2017（平成29）年11月から本格運用が開始された『情報連携』です。マイナンバー法に基づき総務省が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを用いて、国の行政機関や地方公共団体がそれぞれ管理している同一個人の情報オンラインで情報連携し、相互に活用することが可能となりました。

これにより、2021（令和3）年1月時点で児童手当の申請など約2,300の事務手続で情報連携による提出書類等の削減が実現し、行政手続のペーパーレス化やワンストップ化の進展に寄与しており、今後も順次、対象事務が増えていくことが予定されています。

## ウ マイナポータルの利用拡大

国が運営するオンラインサービスとして、国民一人一人に用意されたポータルサイトが『マイナポータル』です。自身のマイナンバー付きの個人情報情報連携された履歴を確認する「情報提供等記録表示」機能のほか、運用開始以降、利用可能なサービスが着実に拡大しています。

市町村の子育てや介護、被災者支援関係などの手続について、サービス検索やオンライン申請を可能とするワンストップサービス（ぴったりサービス）が提供可能となっており、行政機関からのお知らせ（プッシュ型）サービスの活用も含め、手続のオンライン化による行政サービスの効果的・効率的な提供に向けて、各地方公共団体の積極的な利用が期待されています。なお、マイナポータルの機能改修により、2021（令和3）年度上半期から地方公共団体は、個別の接続サービスの有無にかかわらずマイナポータルに接続することができるようになっていきます。

また、マイナポータルを活用した子育て、介護等のオンライン手続の導入を促進するため、市町村が必要となる経費に対し、2022（令和4）年度まで国が補助を行うこととしていることから2022（令和4）年度末までに多くの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、『マイナンバーカード交付円滑化計画』に基づき、マイナンバーカードの交付申請を促進するとともに交付体制を充実するとしています。

このことから、市民がマイナンバーカードの交付申請を円滑に進めるため、市民課の窓口を開設時間の延長対応など、市民の利便性を向上し普及促進を図っていきます。

### (3) 行政手続きのオンライン化

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）においては、自治体におけるデジタル・ガバメントの推進には、サービスのフロント部分だけではなく、バックオフィスも含め、エンドトゥエンドでデジタル化・業務改革（BPR）の取組みを徹底することが必要であり、このような観点を踏まえ、行政手続のオンライン化の推進等に取り組む

こととされています。

これを踏まえ、2020（令和2）年末に総務省が策定した「自治体DX推進計画」（令和2年12月25日総務省）においては、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022（令和4）年度末を目指して、国と自治体が協力して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとともに、それ以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」（令和2年3月4日改訂 内閣官房・内閣府・総務省）を踏まえ、積極的にオンライン化を進めるとされています。

このため、本市においても、一部の行政手続については、オンライン化を実現しているものの、「デジタル・ガバメント実行計画」における『地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続』である対象業務22業務については、多くの手続がデジタル化未対応であることから、早急にオンライン化対応を進めていく必要があります。

また、デジタル化されたデータを行政文書として電子的に保存するなど、デジタル化の流れに準じた行政文書保管を徹底し、デジタル化されたデータを基にオープンデータの公開、EBPM（エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング）としての根拠ある政策立案を果たしていく必要もあることから、これらの取組を推進していきます。

#### **(4) AI・RPAの利用推進**

現在も日本の少子高齢化は進んでおり、今後も労働者人口の減少が続くことは避けて通れず、今後も人手不足が続くことは容易に想像できます。

また、政府が主導している「働き方改革」という後押しもあり、長時間労働の是正だけでなく、労働生産性の向上が掲げられています。

RPAやAIの導入により、一部の事務作業だけでもロボットに任せられれば、人間がやるべき仕事だけに集中でき、残業の削減などにもつながると考えられています。

このため、本市においても、RPAを使った業務効率化を進めていますが、新規事業の実施においては積極的にICTの活用を検討するとともに、行政手続のオンライン化と併せたRPA・AI等による業務効率化を推進していきます。

#### **(5) テレワークの推進**

テレワークとは、今注目されている勤労形態のひとつで、場所や時間にとらわれずに働くことができる働き方です。情報通信技術を用いることでいつでもどこでも働くことが可能となり、通常の会社へ入社する勤務よりも自由度が高いという特徴があります。

また、育児や介護離職の増加傾向による労働力不足、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進、自家用車など通勤や移動による二酸化炭素の軽減、多様な働き方の確保な

ど、テレワークの導入による労働生産性向上によるメリットとともに、新型コロナウイルス感染症の蔓延や震災やテロなど事業が継続できないようなことが発生した場合に、素早く事業を再開あるいは継続することが可能となります。

しかしながら、本市におけるや行政文書の電子化、電子決裁導入等の基本的なデジタル化を果たさなければ、DX化が進まず、テレワークの導入による効果も期待できないことから、行政文書のデジタル化と併せた一体的な取組の推進を図っていきます。

## (6) セキュリティ対策の徹底

デジタル技術の推進により情報セキュリティの対策の必要性は高まり、利便性向上と機密情報の保持と両輪で進める必要があります。

今後は、自治体情報システムの標準化・共通化を踏まえ、国が設定した高いセキュリティレベルのガバメントクラウドへの移行が必要になることから、総務省が進める自治体の『三層の対策』の抜本的見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方を注視し、今後も適切なセキュリティの確保に努めていきます。

## 3. 自治体の DX と併せて取り組む事項

### (1) 地域社会のデジタル化

行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、マイナンバー制度と国・地方を通じたデジタル基盤のあり方を含め、抜本的な改善を図ることとされています。

光ファイバの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入など情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう地域社会のデジタル化を推進します。

### (2) デジタルデバインド（情報格差）対策

新型コロナウイルス感染症により、「人と接触を避ける」オンラインでのサービスの利用拡大が求められていますが、特に高齢者はデジタル活用に不安のある方が多く、また、「電子申請ができること自体を知らない」等の理由によりオンラインによる行政手続き等の利用が進まない傾向にあります。

このため、民間企業等と連携し、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続きやサービスの利用方法等に対する助言・相談等を実施する必要があることから、政府の掲げる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向けた取組みを推進します。

付録 1 用語の解説

用語	解説
I o T	Internet of Thingsの略 モノのインターネットと称される。 自動車、家電、ロボット、施設等あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることにより、モニタリング、予防・予知保全、データ連携・モバイル連携、遠隔制御などを行うこと。
I C T	Information and Communication Technologyの略 インターネットなどの通信技術を利用した産業やサービスの総称。
新たな日常	経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2020 に掲げられた、新型コロナウイルス感染症が収束したポストコロナの世界、新たな世界、ニューノーマル。新型コロナウイルス感染症拡大で顕在化した課題を克服した、新しい未来における日常のこと。
R P A	Robotic Process Automationの略。 コンピュータ上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術のこと。
A I	Artificial Intelligence の略。 人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
EBPM (エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)	政府や地方公共団体の仕事の進め方を根本的に見直し、より効果的で効率的なものに変える、「エビデンスに基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making : EBPM)」考え方。「統計データや各種指標など、客観的エビデンス（根拠や証拠）を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うこと」
オープンデータ	統計データや施設の位置情報など公開可能な公共データを二次利用可能なかたちで提供し、民間事業者や市民が様々なサービス（アプリの開発など）等に活用することで、市民の利便性向上や地域の活性化につなげる取り組みのこと。
キャッシュレス	支払い・受取りに紙幣・硬貨といった現金を使用せず、クレジットカードや電子マネー、QRコードなどを利用して決済する方法のこと
デジタル・ガバメント	デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政のあり方そのものを変革し、デジタル社会に対応した形に変革された状態を指す。
デジタルデバイド	パソコンやインターネット等の情報技術を利用する能力及びアクセスする機会を持つ人と持たない人との間に情報格差が生じる問題のこと。
デジタル・トランスフォーメーション (DX)	Digital Transformation デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。 「Trans」が「横断する」の意味を持つことから、視覚的に「X」と略されるようになった。
テレワーク	勤労形態の一種で、ICTを活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態のこと。 モバイルワーク、リモートワーク、フレキシブルワークプレイスとも呼ばれる。

## 付録 2 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

手続の種類
1. 図書館の図書貸出予約等
2. 文化・スポーツ施設等の利用予約等
3. 研修・講習・各種イベント等の申込
4. 地方税申告手続（eLTAX）
5. 水道使用開始届等
6. 道路占用許可申請等
7. 道路使用許可の申請
8. 駐車場の許可の申請
9. 建築確認
10. 粗大ごみ収集の申込
11. 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
12. 犬の登録申請、死亡届
13. 職員採用試験申込
14. 入札参加資格審査申請等
15. 入札
16. 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
17. 浄化槽使用開始報告等
18. 公文書開示請求
19. 後援名義の申請等
20. 子育て関係
(1). 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
(2). 児童手当等の額の改定の請求及び届出
(3). 氏名変更／住所変更等の届出
(4). 受給事由消滅の届出
(5). 未支払の児童手当等の請求
(6). 児童手当等に係る寄附の申出
(7). 児童手当に係る寄附変更等の申出
(8). 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
(9). 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
(10). 児童手当等の現況届
(11). 支給認定の申請
(12). 保育施設等の利用申込
(13). 保育施設等の現況届
(14). 児童扶養手当の現況届の事前送信
(15). 妊娠の届出

手続の種類
21. 介護関係
(1). 要介護・要支援認定の申請
(2). 要介護・要支援更新認定の申請
(3). 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
(4). 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
(5). 介護保険負担割合証の再交付申請
(6). 被保険者証の再交付申請
(7). 高額介護（予防）サービス費の支給申請
(8). 介護保険負担限度額認定申請
(9). 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
(10). 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
(11). 住所移転後の要介護・要支援認定申請
22. 被災者支援関係
(1). 罹災証明書の発行申請
(2). 応急仮設住宅の入居申請
(3). 応急修理の実施申請
(4). 障害物除去の実施申請
(5). 災害弔慰金の支給申請
(6). 災害障害見舞金の支給申請
(7). 災害援護資金の貸付申請
(8). 被災者生活再建支援金の支給申請